

京都市告示第543号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年1月26日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 プラスバリエーションケア	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護	あじさいのもり 醍醐 2610981702	京都市伏見区醍醐大 構町28-3 サン フラワー醍醐	平成28年10月 31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)